

平成26年度決算

津別のまちの家計簿

認定こども園が完成しました

皆さんが納める税金や国・道からの交付金などは、私たちの生活をより良くするためにいろいろな形で使われています。これらが、行政サービスとしてどのように使われたのか、一般会計を中心に平成26年度決算の執行状況についてお知らせします。

一般会計・歳入

平成26年度の歳入決算額は、61億5346万円となり、対前年比2.0%の減となりました。これは地方交付税、繰入金等の減が、主な要因となっています。

歳入の内訳(グラフ1参照)を見ると、国から交付される地方交付税が最も大きな財源になっており、26年度では27億4158万円で歳入全体の44.6%を占めています。これに国・道支出金や地方譲与税等の交付金、財源不足を補うために措置された町債を合わせた依存財源は81.4%になります。

残りの18.6%は、町民の皆さんが納付している町税等の自主財源です。町税の総額は5億7953万円で一人当たり11万2159円の納付額になっております。一般会計の決算では、基金から2億137万円を取り崩し、歳入の不足分を補いました。

一般会計・歳出

歳入の最終決算額は、60億5001万円で対前年比3.5%の減となりました(3ページ・グラフ2参照)。

民生費は、児童福祉費の増により8億1195万円の増となっています。総務費は、地域振興費及び総務管理費等の減により8億5182万円の減となっています。

教育費は小学校費及び中学校費等の減に伴い、4774万円の減となっています。

また、歳出の項目にある公債費とは、町が事業を行ったときに借りたお金の償還額です。歳出の8.6%と負担割合が大きい状況ですが、償還額のピークは過ぎているため、毎年下降傾向にあります。 ※対前年比が大きい項目のみを紹介しています。

特別・企業会計

このほか特別会計として、国民健康保険事業・後期高齢者医療事業・介護保険事業・下水道事業・簡易水道事業の5事業会計と、企業会計である上水道事業があり、それぞれ私たちの生活と密接に関わっています(表1・2参照)。

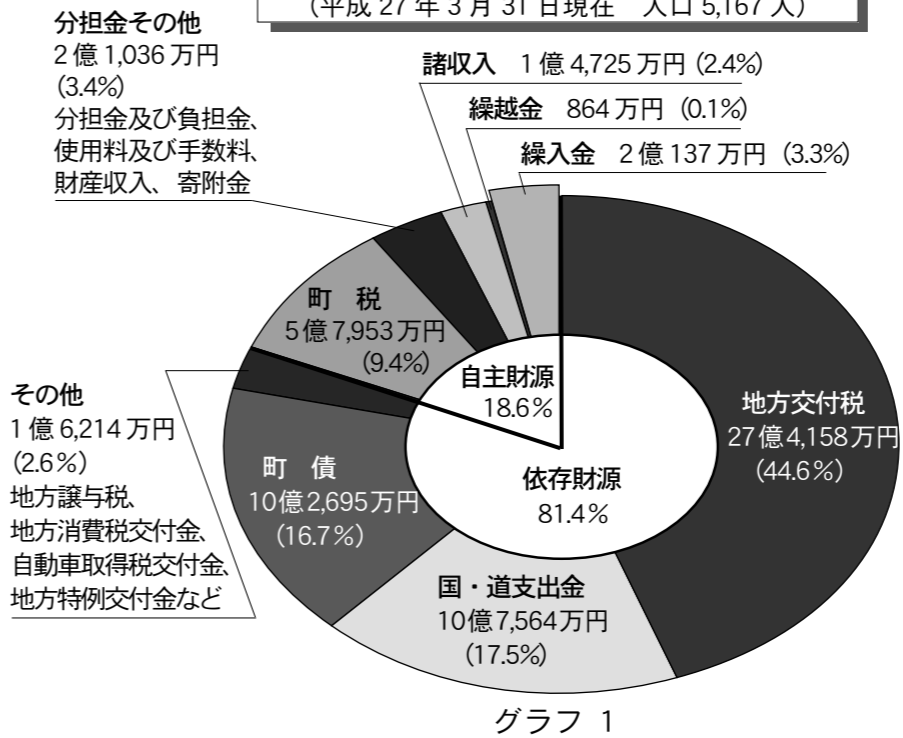
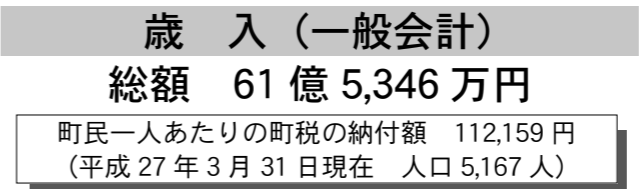
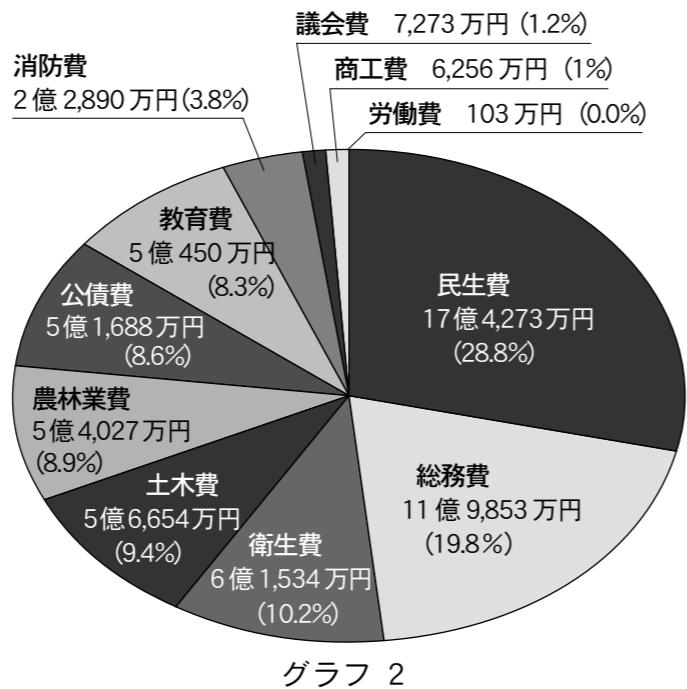
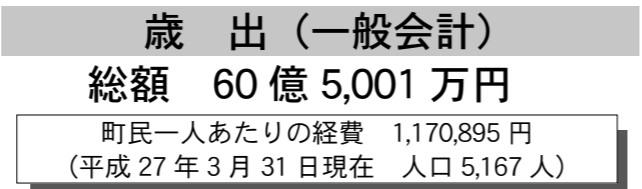
各会計とも健全財政に努めています。不足分を補うため、一般会計から上水道事業を除く5事業会計に、法定繰り出しを含めて4億8499万円が繰り出されています。

※一般会計の性質別内訳は表3参照。

会計	収益的収支	
	収入	支出
	1億3,297万円	1億2,205万円
上水道事業	資本的収支	
	収入	支出
	—	7,158万円

	26年度決算額	25年度決算額	増減率
人件費	9億5,624万円	9億2,301万円	3.6%
物件費	7億9,987万円	8億220万円	△0.3%
維持補修費	6,183万円	5,495万円	12.5%
扶助費	3億2,638万円	2億9,146万円	12.0%
補助費	5億7,178万円	6億2,819万円	△9.0%
公債費	5億1,687万円	5億6,171万円	△8.0%
積立金	3億5,087万円	12億5,391万円	△72.0%
投資出資金	3,000万円	—	皆増
貸付金	300万円	300万円	0.0%
繰出金	5億7,430万円	6億3,781万円	△10.0%
投資的経費	18億5,887万円	11億1,223万円	67.1%
合計	60億5,001万円	62億6,847万円	△3.5%

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	8億7,431万円	8億7,117万円
後期高齢者医療事業	8,993万円	8,950万円
介護保険事業	4億8,363万円	4億8,247万円
下水道事業	4億5,712万円	4億5,298万円
簡易水道事業	4,237万円	4,178万円



- 民生費 児童福祉費の認定こども園整備事業の増により対前年比87.2%の増。
- 総務費 地域振興基金積立金、公共交通確保対策事業基金積立金等の減により対前年比41.5%の減。
- 衛生費 地域医療維持助成等の減により対前年比6.1%の減。
- 土木費 道路橋梁費の雪寒建設機械導入事業等の減により対前年比2.5%の減。
- 農林業費 農山漁村活性化対策整備事業等の増により対前年比2.5%の増。
- 公債費 償還完了等に伴う過疎対策事業債等の減により対前年比8.0%の減。
- 教育費 小学校施設整備事業等の減により対前年比8.6%の減。
- 消防費 防災対策経費の減により対前年比10.0%の減。
- 議会費 議会運営経費の減により対前年比0.1%の減。

- 地方交付税 地方公共団体間の財源不均衡是正を目的に、国税の所得税、法人税、消費税、酒税など、それぞれ一定割合の額を国から交付されるお金。
- 国・道支出金 町で行う特定の事業に対して、国または道から交付される負担金、委託金、補助金。
- 町債 町が事業を行うために借りたお金のほか、地方交付税減による財源不足を補うため措置された臨時財政対策債が含まれる。
- 町税 町民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税など。
- 繰入金 目的の事業を行うための財源及び財源不足を補う目的で、町の貯金である基金を取り崩して一般会計に入れたお金。